

～登記手続案内予約サービス～

金沢地方法務局では、登記手続案内（不動産登記及び会社・法人登記）を希望する方に待ち時間なく御利用いただけるよう、**予約制**により実施しております。御利用される登記所に電話により、御希望の日時をお知らせください。

* 予約がない方は、当日の御利用ができない場合があります。

* **利用時間は、20分以内**でお願いします。

* 登記申請書の書き方や必要な書類等について説明します。

法律的な判断は行いません。

* **登記申請書は、ご自身で作成して下さい。**

* **登記申請書様式一覧は登記申請手続のリンク**をクリックして下さい。

* **手続案内窓口で、登記申請書の「審査」はできません。**

登記申請を受付後、登記官が法律等に基づいて「審査」を行いますので、手続案内窓口で書類の確認をしたとしても、書類の補正をお願いすることがあります。

予約及びお問合せ先（管轄する本局・支局）

【不動産登記に関する手続案内】【会社・法人登記に関する手続案内】

金沢地方法務局本局 電話076-292-7827

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

【不動産登記に関する手続案内】

金沢地方法務局小松支局 電話0761-22-6301

月曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）

金沢地方法務局七尾支局 電話0767-53-1720

火曜日・木曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）

金沢地方法務局輪島支局 電話0768-22-0426

月曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く）